契約書別紙　兼 重要事項説明書
（介護医療院）

あなたに対する介護医療院サービス提供開始にあたり、静岡市条例及び基準省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1　事業者

事業の名称	医療法人 徳洲会
事業所の所在地	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1－1200号
法人の種別	医療法人
代表者名	東上 震一
電話番号	06-6346-2888

2　ご利用施設

施設の名称	静岡徳洲会病院 介護医療院 ゆうかりの木陰
施設の所在地	静岡県静岡市駿河区下川原南11-1
管理者名	山之上弘樹
電話番号	054-256-8008
ファクシミリ番号	054-256-8020

3　事業の目的と運営の方針

事業の目的	当事業者は要介護者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあっては、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

4　施設の概要

（1）敷地及び建物

敷地		1207.85㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造 地上9階
	延べ床面積	34129.50㎡
	利用定員	41名

（2）居室

居室の種類	室数	1人あたりの面積（平均）
個室	5室	9.4㎡
3人部屋	12室	

（注1）指定基準は、居室1人あたり8㎡です。
（注2）各部屋の配置ならびに構造については、別添パンフレットを参照してください。

（3）その他主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
処置室	1室	16㎡	
機能訓練室	1室	42㎡	1.02㎡
食堂 談話室 レクリエーションルーム	1室 （兼用）	47㎡	1.14㎡
一般浴室	1室	6.4㎡	
機械浴室	特殊浴槽1台	21㎡	

5　職員体制（主たる職員）

施設における従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

事業者の種類	常勤換算後の人員	職務内容
管理者	1	（常勤職員/医師と兼務）施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
医師	0.42	入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて、妥当適切な診療を行う。
看護職員	7	医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護の提供にあたる。
介護職員	7	介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、介護の提供にあたる。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1	医師等その他の職種と共同し、リハビリテーション実施計画書を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
薬剤師	0.2	施薬、処方及び服薬指導を行う。
診療放射線技師	0.3	医師の指示により入所者の放射線検査業務に従事する。
介護支援専門員	1	入所者の課題分析を行うとともに、把握された高齢者の心身の状況に基づき、適切な施設サービスが提供されるよう、施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。
管理栄養士	0.6	入所者の心身の状況に応じ、必要な栄養管理や栄養食事相談を行う。
調理員	必要人員	調理員は、必要な調理を行う。
事務員	必要人員	事務員は、施設運営に必要な事務を行う。

6　職員の勤務体制

従業者の種類	勤務体制	休暇
医師	病院と兼務　週16時間勤務	原則として4週　8休
看護職員	・ 早番（ 8:00～16:30） 日勤（ 8:30～17:00） 夜勤（16:30～ 9:00） 2交替	原則として4週　8休
介護職員	・ 早番（ 8:00～16:30） 日勤（ 8:30～17:00） 遅番（11:00～19:30） 夜勤（16:30～ 9:00） 2交替	原則として4週　8休
理学療法士	正規の勤務時間（ 8:30～17:00）常勤で勤務	原則として4週　8休
管理栄養士	病院と兼務　週22．5時間勤務	原則として4週　8休
薬剤師	病院と兼務　週7時間勤務	原則として4週　8休

7　営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。

8　施設サービスの概要及び利用料金

（1）介護保険給付サービス

種　類	内　　容	利用料
施設サービス計画書の作成	・介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画書を作成します。 ・作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます ・施設サービス計画書を作成した際には、入所者に交付します。 ・計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います	介護報酬の告示上の額 （但し、法定代理受領の場合は介護（支援）サービス基準額の1割もしくは2割・3割相当、法定代理受領できない場合は、居宅介護（支援）サービス基準額相当額です。）
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。	
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。	
食事の介助	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した、バラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食　8:00～　9:00 昼食12:00～13:00 夕食18:00～19:00	※利用料金一覧表参照
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1日　8回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換をおこないます。	
入浴の介助	・身体の状況に応じて入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。	
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は必要に応じて行います。	
機能訓練	・理学療法士および言語聴覚士による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。	
健康管理	・医師により、定期的な回診日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合に一般病棟への転棟など、必要な処置を行い管理します。	
相談および援助	・当病院は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り行うよう努めます。	

（2）介護保険給付外サービス

種　類	内　　容	利用料
居住費	利用者のご希望に応じて提供します。	・1日につき￥1，728（従来型個室） ・1日につき￥　720（多床室）
食　費	栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。	・1日につき￥2，050
理容料	毎月4回（毎週金曜日）理髪店の出張による理髪のサービスをご利用いただけます。	・1回につき￥1，800
洗濯サービス	クリーニングに洗濯を依頼できます。 施設職員にお申し込み下さい。 （㈱トーカイとの契約になります）	・1か月　￥4，400
入所セット	タオル類、日用品、衣類のレンタル費用となります。 （㈱トーカイとの契約になります）	・1日につき￥400
口腔ケアセット	歯磨きセット、マウススポンジ、入れ歯関連品の使用料となります。（㈱トーカイとの契約になります）	・1日につき￥55
テレビ使用代	テレビの貸出料になります。1ヶ月3，300円でご利用いただけます。	・1か月　￥3，300
日用品費	シャンプー、リンス、石鹸、飲料類の提供を行います。（ご不要な方はお申し付けください）	・1日につき　￥300
教養娯楽費	レクリエーション、行事を企画して実施します。（ご不要な方はお申し付けください）	・1日につき　￥300

※居住費・食費については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額とします。

（3）概ねの利用料金は、別紙「利用料金一覧表」を参照して下さい。

9 苦情等申立先

当病院ご利用相談担当	窓口担当者　病棟看護責任者:真杉尚子 ・ 介護支援専門員:西　理紗 ・ 相談員:水野三有紀 ご利用時間　9:00～17:00　　受付電話番号　054-256-8008 （病棟又は2階受付）

※この他に各市町村、静岡県国民健康保険団体連合会にも苦情等申立窓口があります。

静岡県介護指導課	054-221-3256
静岡市介護保険課	054-221-1088
静岡市駿河区高齢介護課	054-287-8679
静岡市葵区高齢介護課	054-221-1180
静岡市清水区高齢介護課	054-354-2110

10 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行なうとともに、医療安全管理対策委員会において必要な対策を講じます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)入所者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を尊守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用するも者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2)個人情報の保護について	①事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります）

12　衛生管理等について

(1)入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

(2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。

(3)施設において感染症又は、食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
①施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
②施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
④①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

13　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「静岡徳洲会病院　消防計画」にのっとり対応をおこないます。			
近隣との協力関係	静岡消防本部・消防署と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束 しています。			
非常時の訓練等	別途定める「静岡徳洲会病院　消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した 避難訓練及び消火訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	3箇所
	避難階段	3箇所	屋内消火栓	8箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	11箇所	漏電火災報知機	なし
	ガス漏れ報知機	なし	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：2022年8月22日 防火管理者　：　永田　晋之介			

14　業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15　当病院をご利用の際に留意いただく事項

来院・面会	来院者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届出てください。 来院者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず詰所に申し出て、許可書を持っていって下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により損傷等が生じた場合、賠償いただくことがございます。
喫煙	院内、敷地内ともに禁煙となっております。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者 の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	所持品の管理は利用者ご自身でお願いします。また貴重品等は居室に持ち込まな ようお願いします。病院側での賠償はできませんので注意してください。
現金等の管理	現金の管理は利用者ご自身でお願いします。また貴重品等は居室に持ち込まな ようお願いします。病院側での賠償はできませんので注意してください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	院内へのペットの持ちこみ及び飼育はお断りします。

上記の通り介護医療院サービス提供に関する契約を締結します。

上記契約の証として、本契約書及び重要事項説明書を2通作成し、利用者及び事業者記名押印のうえ、それぞれ一部ずつを保有します。

年　月　日

(事業者)所在地　大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200 大阪駅前第一ビル12F

事業者名　医療法人 徳洲会

代表者職・氏名　理事長　東上 震一　㊞

(事業所)所在地　静岡県静岡市駿河区下川原南11-1

事業者名　静岡徳洲会病院介護医療院 ゆうかりの木陰

代表者職・氏名　施設長　山之上 弘樹　㊞

(利用者) 氏名　㊞

住所

電話

(身元引受人) 氏名　㊞

住所

電話

(保証人) 氏名　㊞

住所

電話

【極度額(上限額)　万円】

(注)保証人は、利用者が負担する入所費用及びその他の費用について、極度額の範囲内で連帯 して保証する。
(注)極度額は概ね2カ月分の入所費用を目安とする。